

## 消費税免税制度に係る Q & A

今般、観光庁ホームページにおいて、日本国内の消費税免税制度に係るよくある質問と答えをまとめたものが公開されましたので、お知らせいたします。

詳細については、以下 URL の同庁ホームページ Q & A の「1 日本人一時帰国者向け よくある質問」の中から確認したい項目を選択のうえ、御参照ください。

Q & A

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/faq.html>

消費税免税制度改正のお知らせ（令和 5 年 4 月 1 日施行）

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/reiwa4kaisei.html>

○お問い合わせ先

観光庁 観光戦略課 消費税免税制度担当

メールアドレス [hqt-taxfree@ki.mlit.go.jp](mailto:hqt-taxfree@ki.mlit.go.jp)